

# 性 空 間 論

——性現象への社会的接近——

橋爪 大三郎

人間の身体的な相互関係として、性現象が生ずる。性現象の全領域、すなわち性空間には、性別・婚姻・親子関係の3つの普遍特性が存在する。親族空間は、これら3つの普遍特性を織りこみながら展開する、性空間上の秩序であり、家族はその極小な単位にはかならない。これらの普遍特性は、技術の進展によって解体に瀕しており、性空間もやがて変貌をとげるであろう。

1. 序
2. 性空間とはなにか
3. 性別を考える
4. 婚姻・家族・親族空間
5. 性空間の変貌

文 献

## 1. 序

この論文は、大きく言って、つぎの3つの点を述べんとするものである。

まず第1に、性現象の領域を、画定すること。——ここで“性現象(sexuality)”とは、日常語で「性」として理解されるさまざまなことごとくを含む、社会現象の部分領域であって、人間のもつ多様な行為可能性全体のなかの部分集合である。それがどんな部分であるかを、概念規定したい。これは、生物学的な性の領域、あるいは生理学的な性の領域と、関連を保ちながらも、また別の秩序によって支配されているはずだ。こうして人間に特有な性の領域を画定することができたら、それを“性空間(sexual space)”と名付けることにしよう。

第2に、性現象の領域(すなわち性空間)では、どのようなことが起こるのか、それを特定する仮

説を提案すること。——この仮説は、単純な前提から出発する、性現象のモデルである。それ自身の検証可能性を直接求めるものではないにせよ、そこからいろいろな帰結を導き、経験的な諸事実と妥当する性空間の全体像を与えることができれば、目的は達せられる。

第3に、性現象に係わる顕著な形象を、上述の仮説に基づいて構成してみることにしよう。——具体的には、性別・婚姻・親子関係。この3つが、格別重要な形象である。これらは、民族や文化の違いに関係なく性空間に必ず出現する、普遍特性(universals)だと言っている。

以上の系(コロラリー)として、ついでにいくつかのことが結論されよう。ひとつは、親族現象を、性空間が性別・婚姻・親子関係を織り込んで特殊に形態化する場合と考える途が拓けることである。もうひとつこれと関連して、家族を、親族現象の極小領域としてすっきり理解してみることもできそうである。

最後におまけとして、生命科学の進展により、われわれが性領域において近い将来どういう事態に直面することになるかを、すこし考えてみた。この論文のような理論構成をとることにより、この種の問題により見通しを与えることができるのではないかと自負している。

## 2. 性空間とはなにか

〔2.1〕最初に試みたいのは、「性」という場合、なにを考えるのかを定義することである。

ところで定義には、どうしても無定義項がつきまとう。人間とか、身体とかいうのが、ここでの無定義項である。身体は特に重要な概念で、厳密な定義を与えることもできるが、話を必要以上にややこしくしないため、いまは無定義のまましておく。その意味内容については、常識的に理解してほしい。

私が考えてみた性現象 (sexuality) の領域の定義は、つぎのようである：

(1) 性現象 (の領域) とは、人間が互いに身体として出逢い、互いを身体として問題にし、互いの身体に照準しつつ行為するような社会関係の水準 (領域) をいう (Df.)。

この定義は一見したところ、まるで「性」の定義になっていないようにみえるかもわからない。身体ぬきに人間は存在しない。人間と人間が出逢うのに、身体が出逢わずにすむ道理がないではないか。よって、すべての社会関係は性現象、ということになってしまうではないか!!

この疑問はもっともである。そして、だいたいそういう理解でよいのである。ただ、誤解してほしくないのだが、上の定義は (性的な関係 / そうでない関係がある、といった) 社会関係の類別をめざしたものでない。具体的な社会関係であれば、かならずなにほどかは性現象である、と言いたいのだ。

人間はたしかに身体である。けれどもその事実が、行為や社会関係のなかで前面に出る場合もあれば、逆に、関心の焦点から外れて潜在化する場合もあるだろう。その度合は様々である。その幅のなかでも特に、自他が身体であることの比重が

極端に大きくなる場合。それがいわゆる性 (愛) 行為ではなかろうか。定義1は、そのことも含意している。

いくつか補足的に注釈しておこう。

定義1は、人間が他者を身体として相互に問題にしあう、いうなれば互酬的 (reciprocal) な関係として「性」を描いている。この関係が、たまたま一方的であった場合 (たとえば、相手はそのつもりがない (らしい) のに、自分ばかりが他者の身体をことさら問題にしてしまう場合) は、性現象にかぞえないのだろうか? エロティズムの問題を考察するとき、たぶんこれは大きなポイントである。性現象は、そうした場合を排除しない。けれども、あまり話が拡がりすぎてもいけないので、以下では原則として、自他の関係が対称である「正則 (regular)」な場合を念頭におくことにする。

また、定義1は、ふたりの人間のあいだの関係として「性」を考えている。けれどもひとは、自分の身体に性的に関わることもできるわけである (オート・エロティズム)。これも話しだすと長くなるので、ふたりの場合 (基本型) から派生的に理解できる、と指摘するに止めよう。

もうひとつ、社会関係や行為のなかで、身体が前面に出たり出なかつたりがどのようにして起こるのか、という疑問がわくかもしれない。思うに、このことは、人間が言語を介して関係しあうことと関連が深いようだ。音声は、人間の身体が変形したものであり、身体の一つである。文字も然り。けれどもそれらは、形式を刻んだものであり、そのことで指示作用 — すなわち、素材となるそのものと、別のなにかとの間を抽象的に関連づける作用 — を発生させている。そのおかげでそれらは、身体であることから遮蔽されるのだ。こうして言語は、身体の直接的な相互関係からもっとも遠いのである。人間はこうやって、非「性」的な

帯域で関係しあえるわけだ。これを、言語野が  
 脳に局在し、旧皮質や情動部位から独立している  
 事実と、結びつけてもかまわない。(性的な言説  
 というものも無論あるわけだが、それは、指示作  
 用の対象がふたたび身体であることによっている。)

[ 2.2 ] さて、性現象の領域が、社会的にはど  
 のような拡がりをもつものか、つぎに考えてみよう。

定義1が典型的に想定しているのは、ふたりの  
 人間が至近距離で行為しあうような場合である。  
 彼らをA、Bの両名とし、おのおの $a_1, \dots, a_n$   
 $; b_1, \dots, b_n$ のように行為するものとしよう。  
 彼らは互いに相手の行為に反応しつつ行為するの  
 で、その関係は、模式的に示せば、

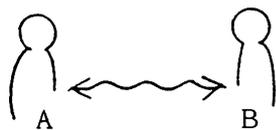
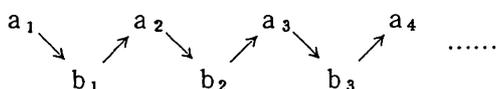


図1 関係の直接性



のようになるだろう。互いの身体がこのように関  
 係しあう場合に、A、Bは身体の同時刻圏にある、  
 と言うことにする。そして、互いを身体の同時刻  
 圏に置かぎりて可能になるような社会関係を、  
 関係の直接性 (directness) とよぶことにしよう。

当然のことだが、社会は行為しあう多くの人び  
 と(成員)からなる。彼らは、あちこちの場所・  
 あちこちの時点で互いに接触し、社会を織りなす  
 わけである。では実際、社会は人びとのどのよう  
 な関係から成り立っているのか? もしもそれが、  
 人びとの直接の接触 — 社会がこれを含むことは  
 明らかである — のみから成り立つものだとすれ  
 ば、社会はまったく単純になってしまうだろう。  
 Aなる人間は、Bと逢っている間はBとの対応、

Cと逢っている間はCとの対応だけから行動する。  
 こういうことは、たいがいの社会的行為は成立で  
 きない。社会はもっと複雑である。

そこでつぎのように考えるべきだ。諸々の行為  
 は互いに参照しあっている。ある行為は他の行為  
 を、その成立のための社会的文脈とする。だから、  
 AとBとが互いを身体の同時刻圏に置き、直接に  
 行為しあっている場合でも、その行為はそれに先  
 立ち、それに後続する他のさまざまな行為と関連  
 している。因果的に連関しているというみでは  
 ない。行為が行為として成立するための、構成要  
 件となっているということだ。

同じことを逆に言ってみよう。2人の人間A、  
 Bが出逢って、ある行為をなしたとせよ。その事  
 実はその場・その時点で完結するものではない。  
 他の多くの行為と照応しあい、多くの行為のなか  
 へと侵入していくのである。こうしてわれわれは、  
 多くのひとびとと間接的な社会関係をとり結ぶ。  
 ひとくちで言うならば、関係の直接性は、関係の  
 間接性 (indirectness) へむかって展開する。

\*

ここで性現象に話をもどすならば。定義(1)にみ  
 るごとく、性現象の領域こそとりわけ、互いが身  
 体を直接に問題とすること抜きにありえない。直  
 接的な性的関係行為 — いわゆる性愛行為 — が、  
 この領域の中核を占めている。「性」という言葉  
 を聞いてわれわれがまっさきに思い浮かべるのも、  
 こうした行為である。けれども、性現象の領域に  
 しても、関係の直接性に局限されているわけでは  
 ない。その範囲をこえ、やはり間接的な性関係へ  
 も伸び拡がってゆかなざるをえない。

その結果、どのようなことが生ずるかという  
 と、性関係のなかに、もはや性愛行為を伴わないもの  
 がたくさん現れてくる。というより、大多数の性  
 関係が、そうになってしまう。社会を運行させるに  
 は、性愛行為のもたらすような具体的な親和性と

は異質な、もっと抽象的で一般的な相互関係が必要なのだ。

こうして、ある社会のさまざまな人間関係は、性関係に抽象してみると、2種類に区別される。ひとつは性愛行為を含意する(あるいは前提する)関係。もうひとつは性愛関係が不在である(除去される)関係。どちらが一般的かといえば、むしろ後者であって、性愛行為を含意する関係(性愛関係)は、それ以外の人間関係にとりまかれ、孤立した島宇宙のような具合になる。この事実に対応して、猥褻現象が生じる。

〔2.3〕猥褻現象は、性愛行為が必ず従う“文法”である。

猥褻は、反価値的な観念である。身体の特定期間が猥褻とされたり、ある種の行為が猥褻として追及されたりするのは、どんな社会にも普遍的な現象だろう。なにが猥褻であるかないかは、文化による偏差がいちじるしいとしても、そこからある共通の構造をとりだすことができるように思う。

こまかな議論をとばして私の理解をのべれば、猥褻という観念が成立するのは、性関係が、性愛関係とそうでない性関係とに区分されたことの効果であるにちがいない。猥褻を行為として捉えてみると、それが反価値的(反社会的)となるのは、行為それ自身として失敗しているからではなくて、行為を成立させる社会的文脈がとり違えられているからだ、と考えられる。猥褻が問題となるのは、かならず公然の場面である。公然の場面は、性愛行為を抑止された性関係からなりたっている。性愛行為やその成分(たとえば身体の露出)は、そこでは抑止されているゆえに、反価値的なものである。この同じ行為が、親密な当事者のあいだでは、そのまま価値的なこと、まさになすべき行為に転化する点に注意してほしい。猥褻観念は、社会が性愛関係を社会関係の一部分に閉じこめ、より間接化された性関係とのあいだに境界をもうけ

たことの、直接の結果である。猥褻現象の存在によっても、性関係が2分解していることが傍証されよう。

人間が衣服を身につける理由も、あるいは猥褻観念の成立と関係がありそうである。猥褻な部分を隠すために、衣服があるのではない。衣服を身につけるから、猥褻の観念が生まれるのだ。着衣は、身体がたったいま性愛行為の対象でないことの、端的なしるしである。

さて、性関係の2分解と関連してここで、人間の感覚についても触れておこう。五感とよばれるように、人間の感覚には、視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚などがある。これらの感覚が実は、異なった距離関係のうえに立つものである点に注意しなければならない。視覚・聴覚などは、遠隔に向かう感覚作用である。これに対して、嗅覚以下の感覚はより原始的であり、大脳のなかでも古い部位に担われている。これらが性愛行為において重要な役割を演ずることは、言うまでもない。

味覚・触覚のふたつは、特に近接的な感覚である。とりわけ、触覚の特異な性質を理解すべきだ。触覚だけは、厳密に相互的な感覚である。触覚をえようとして身体Aが身体Bに接触すると、同時に身体Bも身体Aの触覚をえてしまう。触覚によって他者を捉えるためには、身体距離を小さくした、相互的な接触の場面が不可欠である。

性関係は、他者の身体を互いに問題とする関係である。性関係が、性愛行為を含意するものと、排斥するものとに分解するのべた。それは換言すれば、全感覚的な対人関係と、もっぱら視覚・聴覚的な対人関係との、分岐が生ずるということにはほかならない。公然の性空間は、触覚その他の近接感覚による他者との接触を、原則として排除している。「公然」のいみは、任意の他者の視線にさらされ(う)る、ということだ。

〔2.4〕猥褻現象は、性関係の同時並存的な対立のなかから生じている。この対立は、関係の

直接性が空間的に展開した結果もたらされた、と言えるだろう。

空間的な展開とはどのようなことか、少し説明してみる。

ある個体(A)を考えてみよう。Aは、いろいろな機会に、他の個体B、C、……と出逢い、身体の同時刻圏にあって交渉をもつはずである。Aは、この人びとすべてと性愛行為を交わすのだろうか。そんなことはない。Bはいい男(女)だからいいが、Cはそれにくらべればだいぶ落ちるからパスしておこう……などと、選択がはたらくのがふつうである。つまり、個体Aにとって、A-B、A-C、……といったつながりは、同位対立しており、いわば空間的な配列に服しているわけだ。「性」に係わる倫理や規範が問題となるのも、ここである。そしてこの空間的な契機のなかから、性的な禁止や婚姻といった、制度的な諸形態が成立する(後述)。

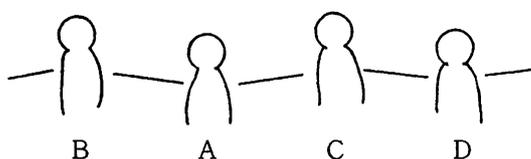


図2

性関係が空間的に広がるとは、どのようなことだろうか？ A-Bのあいだが性愛行為を伴う関係であるのに対して、A-Cのあいだが性愛行為を伴わない関係だとしてしよう。そしてそのことが、偶然の所産でなしに、必然的にそうなっているのだとしてしよう。つまり、A-Bの関係が性愛行為を伴うのでA-Cの関係にはそれが欠けている(あるいはその逆)という場合である。そのとき、関係A-B/A-Cは対立することになり、異なった行動様式によって特徴づけられることになるだろう。なぜなら、A-Bの関係は性愛行為を伴ってよい(むしろ伴うべきである)のに対し、A-

Cの関係はそれを伴っていない(伴ってはならない)からである。Aはそのことをわきまえて、(たとえばなれなれしすぎるそぶりをしないなど)態度に表現するだろう。それは他の人びとも同様なので、その社会は、性関係を区画する文化をそなえたことになる。

\*

ところで、性関係の直接性が間接性へと展開するには、もうひとつ、時間的な展開も考えられる。

ごく単純に言えば、時間的な展開とは、関係の持続そのもののことであってよい。A-Bの関係が、その都度その場かぎりのものでなく、過去いくたびか繰り返されてきた両者のあいだの行為をふまえているならば、それは関係の直接性を脱している。

性現象において、特にみるべきものがあるとなれば、親子関係である。親子関係は、性関係の直接性が、時間的(世代的)に展開する最大の契機である。

人間は人間から生まれる。いままで地上に現れた人間に、ひとりの例外もない(なかった)。この事実は、あまりにも基本的である。そして、ことに生んだ側の人間は、この事実を問題とせざるをえない。生理的な出産は、終わりではない。生んだ者は、生まれた人間の身体をその後もしばらくもっぱら問題にし続け(養育)、そのことを通じてその人間を自分の「子」とみなす。こうして開始される特殊な性関係——親子関係——は、任意に解消できない不変の関係である。

親子関係で重要なのは、子の性関係が親の性関係の関数として制約される点である。この現象はふつう、インセスト・タブーとしてしられている。親をA、子をCとしてしよう。親がA-Bという性愛関係を持ち、それを前提として子Cとのあいだに性関係を設定するゆえに、A-Cのあいだに性愛関係が存在してはならない——これが、インセス

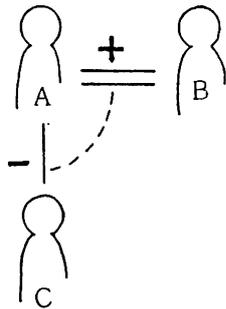


図3

ト・タブーの原形的な構造である。実際のタブーは（Cの性関係の）さらに広い範囲におよぶが、その場合でも、既往の性愛関係が実現すべき性愛関係を制約するというその構造は、同じである。

多くの性関係を貫く時間的な契機が、組織原理（血縁の観念）として結節しているところに、親族現象が開始される。

〔2.5〕 これまで、性空間を抽象的に、身体の相互関係における社会空間の様相としてみてきた。ここでもう一步進んで、その具体的なありかたに目をむけよう。

性空間は多様な性関係を含み、なるほど複雑な性現象を展開している。けれどもそこには、おのずから基本的な要素がみとめられよう。すなわち、性別・婚姻・親子関係の3つである。これらは性空間をなしたたせる基本的な性関係であり、民族や文化の違いを超えて普遍的にみとめられる。これを、言語学の場合（linguistic universals）になぞらえ、性空間の普遍特性（sexual universals）とよんでもよいだろう。

(2) 性関係の集合である性空間は、性別・婚姻・親子関係の3つを、普遍特性として含む(Th.)

性別は、言うまでもなく、社会のメンバー全員を男/女に類別するものである。自他の性別は、性関係を、根本的に規定する。性別については、すぐあとで詳しくのべる（第3節）。

性別・婚姻・親子関係を基盤とし、その上に組み立てられる社会関係の構築物を、親族(kinship)と考えることができる。親族空間とは、具体的な形態を与えられた性空間である。婚姻・親子関係にどのような定義を与えればいいか、また、それらの要素的な性関係から親族空間がどのように構成されるとみればよいかについては、第4節をあてて考えるとしよう。

### 3. 性別を考える

〔3.1〕 性別について考えなければならないことは沢山ある。けれどもここでは、要点にしぼって話を進めよう。まずまっさきに、性別が幾重もの層序からなるものであることに注意をうながす。ついで、具体的に言って、性別がどのようなレベルからなるとみられるか、私の理解をのべよう。最後に、われわれのしている性別が、純然たる社会的カテゴリーであることを、論じておく。

まず性別が、みかけほど単純な現象ではないことについて。

われわれは日常、性別をあまりにも自明のことからとみなして社会生活を営んでいるため、性別が微妙に構成された社会的カテゴリーであることに注意を払わない。むしろだいたい、こんなふうに信じているのではないか。— 自分の性別は、からだにはっきり刻印されている。これは確かだ。自分は男(女)なのだから、そのことの自覚がある。ただそれだけではないか。性別は誰の自由にもならない、天然自然に定まったひとつの事実だ—。

こうした日常的な信念にも、それなりの根拠はある。しかし、詳しくみていくと、性別を単一の事実と考えるわけにはいかないことがわかってくる。うってつけの一例として、半陰陽(hermaphrodite)をとりあげよう。

マネーらの報告による、典型的な半陰陽患者の

例。外性器の発達が正常でなく、性腺（卵巣／睪丸）の性別と反対の性別によって育てられたケース。成長するにつれて本人も周囲も困惑するので、医学的な治療の対象となる。この場合、治療の方針には2種類あって、性腺の性別に合わせて外性器を整形するか、それとも育てられた性別のほうに合わせて手術するかどちらかなのであるが、後者のほうが術後もスムーズなので、多く実施されるという。

この事実からわかることは、あるひとを男(女)と信じて周囲が育てると、そのひとの身体に関わりなく男(女)として形成されてしまい、ある段階をすぎるとほとんど変更不可能になってしまうことである。彼？は言う、「ボクにはなにかの間違いで、卵巣が入っていたらいい。」このレベルで確立する性別を、社会的性別とよんでおこう。われわれの社会的行為の場面で効力をもつのは、社会的性別である。この性別はむしろ、身体的性別と合致すべきものだから、それと区別して意識されることはまれだが、それでもたしかにこのレベルはあるのだ。

社会的カテゴリーとしての性別と身体的性別とを区別して考えることには、いみがある。けれども、身体的性別といっても単純でなく、いまの例のように性腺／外性器が喰いちがってしまうこともある。身体における性別は、発生のメカニズムに従って、次第に分化してくるものだ。

〔3.2〕 社会的性別は、身体的性別に接続するもので、（伝統的には）誕生の瞬間から開始される。そして、性別にふさわしい社会的な行動様式を完成するところで終局する。このプロセス全体を、性別現象の厚みとして見通してみよう。

発生学や性科学・医学の知見を集成すると、性別はつぎのような分化のプロセスの全体である（図4）：

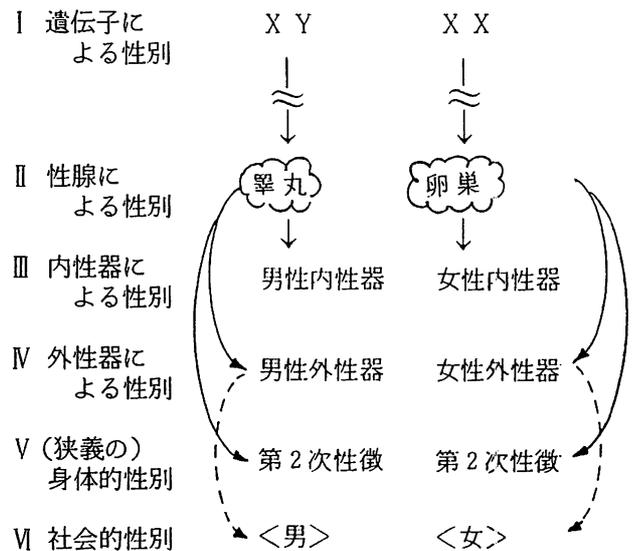


図4

I～Vのどのレベルも、異常を生じうる。たとえば、Iでは性染色体異常（XXY：クラインフェルター症候群，XO：ターナー症候群，XY Y：超男性，性染色体モザイク，……）。IIのレベルで生じれば、真性半陰陽。III，IVのレベルで生じれば、偽半陰陽。要するに、性分化の過程は蓋然的にたどられるにすぎないので、社会的なカテゴリーとしての男/女のようにはっきり2値的ではなく、むしろある範囲の分布をなしている。また、人間の身体が本来女性型を基本としており、そこに男性ホルモン等が作用する場合にのみ男性型に特化するという構造になっている事実にも、注意しておいていだろう。

では社会的性別は、どのようなものだろうか？

新生児の性別は、外性器の形状をてがかりに、誕生と同時に判定される。以後その個体は、その性別の値をもつものとして扱われる。性別の値は、性別に関連する社会的役割と結びついているので、どう判定されるかは重要なことだ。男/女の差異に応じて、それにふさわしい話し方、ふるまい、性質が要求される。

性別に関連して具体的にどう社会的役割（行為類型の差異）がもうけられているかは、社会によ

ってまちまちであ(りう)る。けれどもその区別は、まったく恣意的であるわけではない。男/女の役割は非対称(交換不能)である。というのは、性別判定が、女性の身体機能——妊娠・出産——に照準したものだからだ。この、機能的な性別を事前に社会関係のなかに織りこむことが、性別判定の存在理由である。機能的な性別に不可分の役割は、女性の社会的役割とならざるをえない。社会的性別はこのように、身体機能との有縁性を保ちつつ、社会的カテゴリーとして出発する。

〔3.3〕 判定された性別は、新生児の成長とともに、ごく早い時期から刷りこまれるようである。これは暗黙の知識として、個体の行動の前提となる。この性別の自覚を、性別の(自己)把持とよぼう。性別把持は深く根をおろす知識なので、精神症状が進んだ場合でも壊れにくい。

性別把持の内実(男らしさ/女らしさの実体)が、なにかあるのだろうか？ 男はそもそも男らしいので、男性役割を身につけるのか、それとも、男性役割を習得する限りで、男は男らしくなるだけなのか？

ある性別を自己把持すると、それに相当する性別役割を引き受けなければならない。性別役割は性別把持に後続する。それでは、性別役割が付加される以前の性別把持それ自体に、構造を認めることはできないだろうか？ 考えられるのは、つぎのことである：

(3) 母を同性(異性)とする性別把持が、女性(男性)である(Df.)。

ここでは母とは、機能的性別が実現されたものであり、人間を産みだす人間(の身体)をさす。子の側の性別把持は、母が子を同性とみるか異性とみるかを通じて開始される。(3)の示す構造は、性別役割のいかん(社会ごとの差異)に左右されないで、心的性別の内実を与えよう。

具体的な社会関係は、同性関係か異性関係かのいずれかである。どの社会も、人びとの性別を一瞬のうちに識別できるための、服装・髪型その他の記号的な工夫をそなえている。性別は、もっとも基本的な社会規範のひとつである。なにかの理由で、自分に与えられた社会的性別と反対の心的性別を抱いてしまう場合には、性別倒錯が生じている。

\*

さて、性別からみた性関係(同性関係/異性関係)と、性愛行為との関連を考えてみよう。

同性愛を公認ないし容認している社会は、想像されるほど例外的ではないらしい。それでも、圧倒的に大部分の人間は、異性を性愛行為の対象にしている。なぜひとは異性愛にさしむけられるのか？ 同性愛が異常だからというのでは、説明にも何にもならない。これまで私は明快な説明をきいたことがないように思う。

すぐ考えつきそうな理由は、ふたつぐらいある。ひとつは、異性愛(だけ)が生殖に結びつくこと。もうひとつは、身体の構造上、異性愛のほうがはるかに具合がいいこと(いわば good to fuck)。——どちらももっともだが、それだけでは、同性愛に対する根づよい嫌悪や反感を説明できない。むしろそうした反感こそいわれのない偏見である可能性を、否定できないのではないか。

性愛行為が、身体の形状や種差とはまったく無関係な根拠によって、忌避されたり嫌悪されたりするということがたしかにある。典型的には、近親相姦の場合である。近親とされる者の範囲をどう親族空間のなかで区画するかは、社会によって相違するが、そういう何らかの者たちとの性愛関係が抑止される事実は普遍的である。なぜこのようなことが可能なのだろうか？ レヴィ=ストロス以来の構造人類学は、この現象を、女性を含むコミュニケーションの一般的な回路のなかに位

置づけた。「交換せよ」という命令のさなかで、自家消費はおぞましい反価値なのだ。これは今日われわれの共通の理解である。けれども、禁忌の心的メカニズムの作動については、もう少し詳しく検討してみたほうがいだろう。

近親相姦の禁忌 (incest taboo) は、性関係の累積 (血縁) についての知識を前提として働くのであった。禁忌の効果は、配偶関係 (に象徴される空間的な契機) を親子関係 (に象徴される時間的な契機) から分離し、そのもとで統制することだ。この分離と統制が、親族空間が性関係の集合のうえに展開できるための根拠になっている。近親相姦の禁忌は、親族空間の前提に属する。ひとは、親族空間に内属して行動するかぎり、この効果にとられるほかないのだ。

社会的性別が人びとをとらえ、身体を両断するために、性関係は異性/同性に分かたれる。そして、異性愛はこの親族空間の、正則な形象なのだ。おそらくこのこと (だけ) のために、同性愛はマイナス価値を付与され続けてきた。同性愛それ自体のなかに、いくら病的な実態を見つけようとしても無駄だろう。それは、近親相姦の場合と同様である。

性愛行為の対象は、適度に異質で適度に同質な者のなかから選ばれる。親族空間のなかでは、近親や同性であることは不適當な同質性の象徴である。誰もが心的性別を体験するかぎり、それは各自の心的構造のなかにリアリティの根をおろした。だから心的性別が解体されるばあいには、これらも変容するはずである (→5節)。

#### 4. 婚姻・家族・親族空間

[ 4.1 ] 性空間が特定の社会規範によって形成=編成されるところに、親族空間が成立すると考えられる。親族空間は、性空間が特殊化された

ものである (図5)。この親族空間のなかで、婚姻・血縁・家族・そのほかの観念がいみをもつのであった。本節では、これらに簡潔な定義を与え、議論を整理してみよう。



図5

最初に、婚姻の定義を与えたい。そのためまず、配偶関係を考えよう。

配偶 (pair) とは、性愛行為をともなう (相対的に) 恒常的な (異) 性関係をいう。ここで性愛行為とは、互いの身体を享受しあう行為のことである。性愛行為にもとづく関係 — 性愛関係 — を前提とする対の社会関係が、配偶である。

このように定義された配偶は、公然の関係であるとも限らず、また、互いに排他的であるとも限らない。共住・共食・そのほかの具体的な内容を含意するわけでもない。もっとも抽象的に考えられた、男女関係である。

配偶関係の観察可能な基準として、身体距離を考えてみるのもよいだろう。どの社会にも、たとえば友人関係から始まり次第に親密さの度合を増す、性愛表現の諸段階 (身体距離) が定まっている。性愛行為は相互的であるから、互いの享受と承認なしにはつぎの段階に進めない。その段階を通じて、身体距離は徐々に縮まっていく。そこで愛情を、つぎのように定義することもできる — 性愛表現の諸段階を省略せず順にたどること。

さて、配偶関係の一特殊場合として、婚姻 (いわゆる結婚) を定義してみたい。

(4) ある社会で極大 (maximal) な正当性の付与される配偶関係を、婚姻という (Df.)。

この定義は、何に関して正当性が付与されるのか、という具体的な内容についてのべていない。形式的な定義である。婚姻は普遍的な現象で、どの社会にも見出されるはずだが、それを内容によって(たとえば、性愛関係の独占であるとか、共住・共住であるとか……によって)定義しようとすると、必ず例外が見つかってしまう。だから、このように形式的に定義しておく方がよいのである。

では、配偶関係の正当化とはなにか？

配偶関係は排他的でないから、性空間のなかで互いに重なりあい、対立しあう。三角関係を思い浮かべてもよい。また、ひとりの人間の履歴のなかで、いくつかの配偶関係が相前後しつつ交錯するさまを考えてもよい。それら配偶関係のなかには、両立できないものも多いであろう。その場合の争点は、共住であっても、性愛関係の独占であっても資産の帰属であっても何でもよい。もしもこの解決がそのつど、事実問題(当事者の力関係やこととなりゆき)に任されるしかないのならば、そこに婚姻という観念の成り立つ余地はないわけである。けれども社会は、そうなっていない。

配偶関係の集合のなかから一部分を選びだし、他と区別すること。そしてそれらに、配偶関係としての優先権を与えること。このような制度的工夫が、婚姻の本質である。婚姻とそうでない配偶関係とが対立するときには、一方が婚姻であるという理由(だけ)で保護される。そして、婚姻同士は互いに対立しないように配置される。婚姻制度は、配偶関係の係争(の事実問題による解決)を抑止する。法現象が普遍的であるように、婚姻も普遍的である。

婚姻制度が以上のように機能するためには、婚姻関係なるものについて、いくつかの条件が必要である。第1に、それらが公然の性関係であるこ

と。誰と誰とが現にこの関係にあるかを、だれでもしることができなければならない。「誰にも知られず結婚する」とは語義矛盾である。この知識は人びとが、性関係を、事前に調整することを可能にする。(婚姻以外の配偶関係は、秘密であってかまわない。)第2に、それらが同等の性関係であること。誰と誰との婚姻であるかに関わりなく、互いにまったく対等である。当事者の社会的勢力・身分・熱烈な愛情・そのほかどんな要因も、ある婚姻を他より以上のものにするのではない。(婚姻以外の配偶関係は、対等でなくてかまわない。)第3に、それらが重大な性関係であること。婚姻以外の配偶関係からでは得られない稀少な機会が、そこにはかけられている。この稀少性は、婚姻制度そのものによって生産されているともいえる。誰と婚姻しているかは、誰と婚姻していないかということでもあるからである。

婚姻が実際にどのような相互期待(権利)の束であるかは、社会ごとの慣習(生活形態)に依存する。ここで当然考えなければならないのは、子の帰属と婚姻の結びつきであるが、それには、親子関係から見ておかななければならない。

[4.2] 親である/子である、というのは一種の身分であって、生物学的な親子関係とは水準が異なる。養子・継子や、婚姻による義理の親子関係の場合には、このことがはっきり自覚できる。

親子関係の軸は母子関係にある。誰が母であるかは、ふつう疑問の余地がない。哺乳類としても養育の期間が特に長いこと、ならびに、修得すべき社会的資質が多いこと。この2点が、親子関係の基礎である。

生物学的な知識のほどはともかく、子が配偶の所産であることは、どの社会でも当然の前提となっている。ここに、母である女性の配偶者——父——の観念が結ばれる。この配偶は、潜在的には多角的であり、ときに不確定であるが(ゆえに父

なし子という範疇を生じる), 母が一義的であるように父も一義的でなければならない。

そこで、婚姻と親子関係の関連に話をもどそう。

父に対して子を帰属させようとする場合に、さきの(4)にいう婚姻をもってすること。これが、実践的には唯一の解決である。このルールを採用するところに、親族現象が成立する。この段階で、婚姻は、子の帰属請求権を含意する。

こうして開始される父子関係は、多分に観念的(抽象的)な性関係である。けれどもこのことは、母子関係が(やはり)観念的(抽象的)な性関係で(も)あることを、否定するものではない。むしろ母子関係は、父子関係と、思考の秩序のなかで同等視されることで、成熟した社会関係となる。対等なふたつの観念的な関係——父→子/母→子——は、血縁関係である。この関係は、父そして/あるいは母を共有する関係としてのキョウダイ関係、さらに派生的なさまざまな親族関係を生成するための、生成元に相当する。

母子・父子の親子関係、および婚姻は、範疇化された性関係である。これら性関係の複合は、新たな性関係をうむが、それらも識別され命名される。親族呼称はそのための言説のシステムである。子が形成すべき性関係は、親の婚姻、さらには、それに先立つ多くの婚姻によって規定される(関係の間接性の、時間的展開)。

〔4.3〕 このように性空間が編成される場合を、親族空間と考えればよいだろう。親族現象はあまりにも普遍的であるので、かえって概念化しにくい面があるが、ここまでの議論を考慮して、つぎのように定義しておきたい：

(5) 性別を基盤とし、婚姻ならびに親子関係を要素的な関係として組みあげられる、性空間の特殊な形態化を、親族空間という(Df.)。

親族空間が、性空間のすべてを覆ってしまうよ

うな場合が、単純社会(simple society)であると考えてもよいだろう。今日われわれの社会では、親族空間の相対的な小部分を占めるにすぎなくなった。

親族空間の主題が、女性の交換にあると唱えられたことがあった。これは卓抜な見解なのだが、ここでは別なふうに語ってみよう。親族空間は、性関係の配列を通じて、それに付随する社会関係の配列を実現することを主題とする！

親族空間は、性関係に関する知識によって記述しつくされる社会空間であり、可視的である。社会がその範囲に収まる場合、親族空間を骨格にして社会を編成することは、絶好の戦略である。財貨や権力の配分が、性関係の配列を通じて実現する。実現された配分は、婚姻がそうであったと同じように、公然であり対等である。

親族空間がそのような性能を発揮するためには、親族関係が社会のうえにまんべんなく展開できるほど、時間的・空間的な間接性を孕んでいなければならない。このことを保証するのが、インセスト・タブー(近親婚の禁止)である。これは、性愛行為に対する禁止であるというよりも、婚姻と親子関係(を経由する一連の性関係)との分離公理のようなものだ。違反行為には制裁で対処できるが、この関係が混同されると、親族空間が縮退してしまう。

\*

最後に、親族空間のなかに結ぶ形象として、家族を定義しておこう。

家族(family)を考える場合、標準的な議論の枠組みを与えているのは、英米系の社会人類学である。核家族/拡大家族などの概念がたてられ、核家族が普遍的に見出されるかどうかがしきりに議論された。これに対して構造人類学は、親族の基本単位を家族とみることに反対し、それにかわる「親族の基本原子」のような概念をたててみた

りした。

この対立は、痛みわけのようなところがある。家族がただ単に寄せ集まって親族組織を構成する、と考えたのでは、親族現象に対する洞察に欠けるといわなければならない。しかし構造人類学のほうも、議論の効力が単純社会に片寄っていて、単純社会でもそれ以外の複合社会でも、家族とよんでいいような集団がみつかる事実について、積極的なことをあまり発言できていない。

家族の定義にもよるわけだが、(核)家族がどの社会でもみつかることは一応承認してもよいように思われる。しかし、だからと言って、親族空間の編成原理を家族に則して考ればよいというものではない。そこでただ、つぎのように定義しておく：

(6) 婚姻そして／あるいは親子関係からなる性関係の複合で、社会を(ほぼ)被覆し、互いに同型で、親族空間の相対的な小領域となっている制度的な最小区画を、家族という(Df.)。

この定義は、家族より小さな単位が存在しないこと、たいがいの人間はいずれかの家族に属すること、家族の含む婚姻はひとつ、ないし極く少数であること、家族は互いに、婚姻または親子関係によって、直接・間接につながっていること、を含意する。が、家族がどのような機能を果たすかについては、まったく特定していない。それは社会ごとの事情によるので、家族に必須のことではない、という理解である。家族は、何らかの機能を果たす必要があるだろうが、ある特定の機能を果たさなければならないと決まったものでない、と想定するわけである。

家族のこの定義は、不必要に抽象的とうつつかもしれない。けれども、家族・親族現象の今後を考えすすめようとする場合に、かえって都合がよいのではないかと思われる。

## 5. 性空間の変貌

[ 5.1 ] 前節でみたように、親族空間とは、性空間のうえに、性別・婚姻・親子関係を素材として組立てられた具体的な社会秩序であった。性別・婚姻・親子関係といった普遍特性を素材とする点で、これを「古典的な」親族空間、とよぶことができよう。

なぜそんな決まりきったことを言うかという、実は、ここにいう普遍特性はどれも、今後脅かされるとみえるからである。性空間の普遍特性(sexual universals)が解体されれば、そのうえに立つ親族空間も当然、大幅な変容を被らざるをえない。そのことについて、簡単な見通しを与えておく。

過去1世紀にわたり先進社会を中心に生じてきた変化は、「性と生殖の分離」と総称される。この変化は、技術的には避妊法を核としており、人口動態の変化や、性倫理・家族形態・性別役割などに相当の影響を及ぼした。

避妊法はまだ改良の途上にある技術だが、最近現れてきた技術は、これと系列を異にしている。それをかりに、「生命科学」と総称しておこう。これは、性と生殖の分離もさることながら、生殖(生命の発生過程)それ自身に介入することを主題とする。いわゆる男女産みわけは、すでに実用段階に達した。体外受精や代理出産、精子・卵子の保存なども、同様である。

生命科学の終極形態を考えてみよう。それは、個体の発生から誕生にいたる生命過程の全体を、完全な制御のもとにおくことにちがいない。遺伝子治療などを大義名分に掲げ、この技術はどこまでも進展していくはずだ。そうして、身体が身体を産む、という基本的な事実が、すっかりこの技術のなかに回収しつくされてしまえば(すなわち、親子関係の生物学的基礎が無化されてしまえば)、

親子関係ももはや存続できなくなるにちがいない。

いや、親子関係はなにより養育の関係だったはずだ、と言うかもしれない。それは、その通りである。人間が人間の形成に係わることが有意義であるかぎり、養育(教育)は存続するだろう。けれどもそれがいつまでも、「親」の出番であるかどうかはわからない。また、現在スキンシップ神話に包まれているあたりの養育のあり方が、介護ロボットの延長線上で技術的に解明されていく可能性もある。ここは、ひらかれた領域だ。

〔5.2〕生命科学が発展して、「妊娠」「出産」が死語となった暁には、人間の機能的性別(産む性/産まない性)などいみを失ってしまう(無出産社会)。そうすれば、社会的性別もいずれ解消していくはずだ。

けれどもそれ以前に、社会的性別や身体的性別を無化しよう、という運動が成立する可能性について、考えておくべきだろう。男/女の身体的性別が、どのような差異をもたらしているかについて、ほとんど知られていないのが現状である。これは、体格や運動能力にとどまるものではあるまい。私の憶測によると、おそらく脳(精神機能)について性差というものを考えることができ、代謝レベルでやがて実証されるはずである。

人権思想は男女同権思想を含意する。そして、身体的な性差のメカニズムが解明されるということは、性差に対する操作可能性が手に入るのと同義である。このとき、差異の解消を唱える平等主義者と、性別伝統の保持を唱える保守主義者とが対立せざるをえなくなるはずだ。そしてつまるどころ、両者は止揚され、男/女の特性(精神機能)を包摂した、新しい身体存在(hwuman)が実現される方向へむかうのではないか。

このように、性空間の基礎的な範疇たる性別は、機能的性別の面からも、また身体的性差の面からも、やがて大きく脅かされていくであろう。これ

が、私の予言である。

〔5.3〕人間が身体をもつ限り、性現象ならびに性関係は存続する。けれども、性別や、性関係としての親子関係は、やがて解体するかもわからない。では、婚姻はどうか？

親子関係が潰滅した場合には、婚姻と親子関係とは結びつきようがなくなる。夫婦は、夫と妻であっても、父と母であるはずがない。また、性別がいみをもたなくなったり潰滅したりした場合には、婚姻は異性愛とすら結びつかなくなる。異性愛であろうと同性愛であろうと、同等に婚姻であるかもしれない。あるいは、そもそも性別がかき消えてしまえば、同性関係/異性関係の区別も成立しなくなるわけだ。ただ、それでもなお「婚姻」が存続しているさまを想いえがくことができる。性愛関係の正当化として。

さきの(4)のように婚姻を定義しておく、それは、性別現象にも親子関係にも依存していないことがわかる。だから、かりにそれらが脅かされようと、婚姻はかたちを変えて生きのびうるのだ。ただしこの段階になると、もう親族現象を考えることはできない。それを支えた性空間の普遍特性が、ふたつまで解体してしまっているから。婚姻はいかなる親族形象もうまないまま、性空間に散在する。

このように考えてくると、われわれはもっとも純粹で根本的な疑問のまゝにたたずんでいることに気づく。ひとはなぜ、性愛関係を求めるのか？そしてなぜ、そのうちのあるものを、正当化する(せざるをえない)のか？

婚姻という制度が廃絶してしまうとすれば、それには少なくとも3つの場合があるだろう。第1に、人間がそもそも身体とよぶべきものをもたなくなる場合(機械主義の時代)。これは、性現象を論ずる本稿の枠外のことがらなので、措いておこう。第2には、性愛行為・性

愛現象自体が消滅してしまう場合。第3には、性愛関係を正当化するということだけを失くなる場合。

性愛関係は、他の者の身体を享受しあう関係である。とのべた。この関係は、性中枢の興奮等には解消しつくせない。他者の人格や個性が問題となる、個別の関係だからである。ひとをこのような関係に差しむける、プログラムが中枢のどこかに書き込まれているのかもわからない。それなら、プログラムの書き替えということも、将来は起りえよう。ただ、いまの私の趣味からいえば、そうまでして生きていても面白そうにない。性愛関係は、もっと本質的に、精神活動を営む人間の、類としての生存に不可分なものに思われる。

ひとが(ある)性愛関係を正当化せざるをえないのは、そうしないと、(その)性愛関係の質を

維持できない(と信じられる)からであろう。けれどもよく考えてみると、これは不思議な話だ。ある性愛関係の至上的な質を維持しようとするのと、それを排他的に主張することとは、同じでないはずである。だからもしかすると、正当化自体が正当化できなくなるというかたちで、いつの日か、制度としての婚姻は終焉するのかもわからない。性別が無化され、友愛と性愛とが連続的となる日に。だがそれは、まだ誰にもよく視えていない。

\*本論は、比較家族史学会第10回研究大会シンポジウム「性と婚姻」における発表(配布原稿)に、加筆・訂正したものです。今回の投稿に際し、コメントいただいた広瀬洋子氏(人類学)、大澤真幸氏(社会学)に感謝します。

## 文 献

- 橋爪大三郎 1975 「親族・家族・社会システム——人類学的交換理論の論理とその拡張——」『家族研究年報』1:12-24.
- 1977a 「性別論(予描)」(未発表)。
- 1977b 「家族の生成理論」(未発表)。
- 1977c 「「家族の生成理論」は可能か」(未発表)
- 1977d 「〈遠隔対称性〉をめぐって」(未発表)。
- 1978a 「“記号空間論”の基本視座」『ソシオロギス』2:1-10.
- 1978b 「性別のありか」『女性の社会問題研究報告』2:1:17.
- 1979 「生命科学と女性の権利」『女性の社会問題研究報告』3:1-26.
- 1981a 「大洋州の交換経済」(未発表)。
- 1981b 「売春のどこがわるい」『女性の社会問題研究報告』4:24-53.
- 1982 「性愛論」(未発表)。
- 1985 『言語ゲームと社会理論——ヴィトゲンシュタイン・ハート・ルーマン——』勁草書房。
- 1986a 「法とことばとその源泉」『現代思想』14-6:88-101.
- 1986b 「フーリエ 愛のアランブラ」『オルガン』1:12-13.
- 1986c 「記号×身体=社会空間」小阪修平編『記号の死』(思考のレクチュール4):57-80, 作品社。
- 1986d 『仏教の言説戦略』勁草書房。
- Mony, John ; Tucker, Patricia 1975 Sexual Signatures : On Being a Man or a Woman, Little, Brown & Co. = 1979 朝山新一他訳『性の署名』人文書院。

(はしづめ だいさぶろう)